

例 = 依リ所主面會ヲ為サス、
技師 = 長 = 會見セリ、
提出 = 係ル要求事項ヲ所主ニ諮リ

第一項ノ職五ニ各ノ解雇年当支
給起算算具ノ相違ノ件ハ本人ノ
志願書ニ據リ計養ニタルモノナ
レハ誤算アル筈ナシ

第二項職五ノ被解雇ニ對スル規
定ノ解雇刊當支給ノ件ハ兼認

第三項ハ客年六月爭議當時
既ニ示談セル所ナレハ回答ノ限

以上ノ如ク事業主ハ各項共之ヲ認
容セサルヲ以テ職五側ハ多クテ

語ラス僅カテ數分ニシテ解去

議ニ於ル力職五側ハ昨年六月、前
議當時ニ於ケル調停ノ者ノ勞ヲ執
ル熊谷組ト協議ノ上、本件ニ関スル

訴訟ヲ提起スルヤ否ヤヲ決スル
ナリ

尚五場ニ於ケル、
解雇年當ヲ日給ニテ支給スルヤ、
日收ニテ支給スルヤニ付見解ノ異ニ

シ宿題トナリ、
ハ異常ナク、
至リ職五側ヨリ多少前主張ヲ譲リ

日給一人四歩トシテ支給セラレ
者ヲ申出、
一、小部ノ問題ナレハ多分圓滿解

決ヲ告クル模様ニ有之

右及申(通)報候也